

建築・住宅～大河原土木かわら版～

発行 宮城県大河原土木事務所建築班
 〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1
 電話 0224-53-3918 FAX 0224-53-8090
 E-mail okdbkkt@pref.miyagi.jp
 URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-doboku/>

- 県産木材を活用した新築住宅への支援について
- 木材利用ポイント制度について
- 建築班のメンバー紹介

○県産木材を活用した新築住宅への支援について ～県産材利用エコ住宅普及促進事業～

1 事業の趣旨

県では、地球温暖化防止や森林環境の維持保全などに対応するため、「みやぎ環境税」を活用し、主要構造材に県産材を一定以上使用する住宅の建て主に補助金を交付します。

2 補助の対象となる住宅の条件及び補助金額

区分	一般の方	東日本大震災により半壊以上罹災した住宅を再建する方
補助条件	自ら居住用とするため、県内に新築する一戸建て木造住宅であること。	左記に同じ。
	県産材を、梁や柱などの主要構造部材に60%以上かつ優良みやぎ材を40%以上使用する住宅であること。	県産材を梁や柱などの主要構造部材に50%以上かつ8m ³ 以上使用する住宅であること。
	県内に本社を有し、建設業法の許可をうけている業者が施工する住宅であること	左記に加え、県内に支社や支店を有する事業者も対象
	平成25年度末までに主要構造部材の施工が完了し、県産材及び優良みやぎ材使用量並びに現地の確認が可能な住宅であること。	左記に同じ。
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・使用材積として、 県産材 28,000円/m³ 上積みとして 優良みやぎ材8,000円/m³ ・1棟あたり50万円を上限 	<ul style="list-style-type: none"> ・1棟あたり50万円

3 応募について

- (1) 募集戸数 400戸程度募集します。

(2) 募集期間 平成 25 年 4 月 10 日（水曜日）から（先着順）

(3) 応募の要件（いずれにも該当すること）

- ・県内に自ら居住するために木造住宅を新築する方であること。
- ・県税の滞納のない方であること。
- ・建設現場を見学会など県産材 PR の場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方であること。
- ・建築基準法における建築確認済証が交付済みであること。

(4) 応募方法

募集期間内に補助金交付申請書と必要書類を添付して、宮城県農林水産部林業振興課に郵送または持参して下さい。

※郵送の場合の宛先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県農林水産部 林業振興課 みやぎ材流通推進班

4 必要書類・問い合わせ先について

申込書などの様式は農林水産部林業振興課、または最寄りの地方振興事務所に備えてあります。また、下記のホームページからダウンロードできます。

宮城県林業振興課HP

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/ekojuutaku-top.html>

問い合わせ先

- ・宮城県農林水産部 林業振興課 みやぎ材流通推進班 Tel 022-211-2912
- ・宮城県大河原地方振興事務所 林業振興部 Tel 0224-53-3249

5 その他

(1) 県産材について

この事業に関する「県産材」とは、合法証明等により証明できる県内の森林から伐採された丸太です。詳しくは下記のホームページを参照願います。

宮城県林業振興課HP <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/gouhou.html>

(2) 優良みやぎ材について

「優良みやぎ材」とは、みやぎ材利用センターが品質を検査し、認証した木材及び合板です。詳しくは、下記のホームページを参照願います。

みやぎ材利用センターHP <http://www.miyagi-wood.jp/center/>

○木材利用ポイント制度について～林野庁による事業～

木材利用ポイント制度とは、地域材の適切な利用により、森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止および循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域の振興に資することを目的としています。

地域材を活用した木造住宅の新築等、内装・外装の木質化工事、木材製品等の購入の際に、木材利用ポイントを付与し、地域の農林水産品等と交換できる制度です。

木材利用ポイントは、各ポイント付与対象工事等の内容、規模に応じ、1ポイント1円相当で付与されます。

- ・H25.4.1～H26.3.31に工事着手する木造住宅の新築・増築・購入の場合

木造住宅1棟当たり30万ポイント。

ただし、東日本大震災により「半壊」以上のり災証明を取得した者等が、新築等をした木造住宅については、1棟当たり50万ポイント。

1 ポイントの付与対象

登録工事業者等が工事を行い又は製造する次に掲げるもので、地域材を基準以上使用すること等の条件を満たすものが対象となります。

- ① 木造住宅の新築・増築又は購入
- ② 住宅の床、内壁及び外壁の木質化工事
- ③ 木材製品、木質ペレットストーブ等の購入

2 申請方法について

ポイントの付与対象となる工事の発注者、住宅購入者等が、郵送又は各地に設けられる申請窓口にて行います。木材利用ポイントの申請等に当たっては、各種証明書類が必要になります。

なお、申請方法については、今後詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

3 ポイントの交換

地域の農林水産品等、農山漁村地域における体験型旅行、商品券、森林づくり・木づかい活動に対する寄附、被災地に対する寄付に交換及び即時交換を行うことができます。交換するポイントは、1ポイント1円相当とします。

なお、交換できる具体的な商品については、決まり次第、改めてお知らせ致します。

4 木材利用ポイントの申請期間等

(1) 木材利用ポイントの発行申請受付期間及び木材利用ポイントの交換申請受付期間については、決まり次第、改めてホームページ等で公表します。

(2) 木材利用ポイントの発行額が予算額に達した場合には、申請期限が終了する前であっても木材利用ポイントの発行を終了することとします。

なお、木材利用ポイントの発行額が予算額を超えると予想される場合は、混乱をきたさないよう事前に周知を行います。

5 問い合わせ先

・コールセンター

[電話番号] 0570-666-799 (有料)

[受付時間] 9:00~17:00 (土・日・祝日は含みません)

・木材利用ポイント事務局ホームページ

[URL] <http://mokuzai-points.jp>

○建築班のメンバー紹介

4月の人事異動により、建築班のメンバーが替わりました。

所 長	石川 光博	技術主幹 (副班長)	片桐 哲郎
技術副所長	丹野 敏之	技 師	郡山 真幸
技術次長 (班長)	高橋 正則	嘱 託 員	渡辺 幸子

以上のメンバーにより建築・住宅行政を進めて参りますので、よろしくお願ひします。

～ お知らせ ～

[大河原土木事務所建築班のホームページ](#)をご覧ください。
かわら版のバックナンバーや各種情報を掲載しています。

大河原土木 建築班

検索